

議案第72号

大田原市開発行為の許可に係る技術的基準に関する条例の制定について  
大田原市開発行為の許可に係る技術的基準に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月2日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市開発行為の許可に係る技術的基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第3項の規定により、開発行為の許可に係る技術的基準を定めるものとする。

(公園等の設置に係る制限の緩和)

第2条 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第25条第6号に規定する公園、緑地又は広場の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度は、1ヘクタールとする。

(準用)

第3条 前条の規定は、法第35条の2第4項において法第33条の規定を準用する場合について準用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。